

強化指定選手行動規範

一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会

(目的)

第1条

強化指定選手及び次世代育成選手並びに日本代表選手（以下「強化指定選手」という）が、一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会（以下「協会」という）に寄与するとともに、フェアプレーの精神とマナーを尊び、善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、日本の障がい者卓球競技者としての誇りと自覚と責任を持って行動し、ひいては卓球競技の健全な普及・発展を図ることを目的としてこの規範を制定する。

(規範の遵守と内容)

第2条

強化指定選手は、以下の条項を理解し、所定の誓約書に署名をし、これを遵守しなければならない。

1. 強化指定選手は、国民、ボランティア、スポンサー等の支援を受けていることに感謝の気持ちを忘れず、常に一般社会から注視されていることを自覚して行動をとらなければならない。
2. 強化指定選手は、チームメイト、スタッフとのコミュニケーションを大事にし、チームの和を保ち、互いに尊重し切磋琢磨できる関係であること。
3. 強化指定選手は、ドーピング手続きやメディカルチェックを始め、大会や合宿への参加規則、登録等の知識及び事務手続き等の理解に努め、提出期限を遵守しなければならない。
4. 強化指定選手は、それぞれ指定された活動及び行事（協会主催大会、合宿、練習、ミーティング、記者会見、壮行会等）には時間を厳守し、原則参加すること。ただし、監督がやむを得ない事情があると認めた場合は、その限りではない。
5. 当協会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会又は日本代表選手団からの要請があったときは、日本選手団マニュアルに準ずる。
6. 強化指定選手としての活動期間中は、20歳以上であっても喫煙は禁止する。また、合宿及び大会期間中は、20歳以上の飲酒についても禁止する。
7. 健康管理、感染症対策に留意し、インフルエンザ、その他の感染症等にかかった時点で速やかに監督、コーチへ申告すること。感染症対策ガイドラインに従うこと。
8. メディアからのインタビュー、取材、テレビ出演及び撮影などを受けるときは、監督に連絡、相談のうえ、日本代表として自覚を持ち、身だしなみや服装に注意するとともに自身の発言、行為には十分に留意し堂々と振舞うこと。
9. コンプライアンスを遵守し、法令に違反する行為又は反社会的勢力との接触等強化指定選手の名誉と信用を損なうような他者の誹謗中傷、スポーツマンシップに反する発言や行為をしてはならない。特にSNSによる発信には十分注意すること。
10. 各種ハラスメント行為、違法賭博等の行為、他者の尊厳を傷つける行為をしないこと。

- 1 1. 強化指定選手としての合宿及び大会期間中の宿舎においては、緊急事態の場合を除き、男子選手は女子選手の部屋へ、女子選手は男子選手の部屋には立ち入らないこととし、交流は感染症対策に留意したうえ共有スペースで行なうこと。また、23時以降の交流は禁止し、コンディション調整の妨げとならないよう留意すること。
- 1 2. その他、監督、コーチ、キャプテンから指示された事項を遵守すること。

(違反選手に対する処分)

第3条

強化指定選手が前条に違反したと認められるときは、別に定めるコンプライアンス委員会規程及び賞罰規程に則り処分する。

附則

令和3年6月21日制定

令和4年3月28日一部改訂